

第 1 0 4 号議案

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改
正する。

別表地区整備計画その 1 の部複合商業地区の項アの欄を次のように改
める。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物
- 4 次に掲げる建築物以外の建築物
 - （ 1 ） 店舗、飲食店

- (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (3) 診療所、保育所
- (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場で客席部分の床面積の合計が 2 0 0 m²未満のもの
- (5) 法第 4 8 条第 8 項ただし書の規定による許可を受けたもの
- (6) 前各号の建築物に付属するもの

別表地区整備計画その 1 の部複合地区の項、駅前線沿道地区の項、住宅地区 A の項及び住宅地区 B の項アの欄を次のように改める。

- 1 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

別表地区整備計画その 2 の部駅前 A 街区の項アの欄を次のように改める。

- 1 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）

- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物
- 4 建築物の1階及び2階部分の用途が次の用途以外のもの
 - (1) 店舗、飲食店
 - (2) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - (3) 学校、図書館、博物館、美術館、展示場その他これらに類するもの
 - (4) 前3号の建築物に付属するもの

別表地区整備計画その2の部駅前北街区 の項及び駅前北街区 の項アの欄を次のように改める。

- 1 風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物(前項に該当する営業を営むものを除く。)
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)を営む建築物
- 4 1階部分を店舗又は飲食店の用途に供する建築物以外のもの(当該建築物の敷地面積が600㎡を超え、かつ、交通広場及び都市計画道路に面する場合に限る。)

別表地区整備計画その3の部、地区整備計画その3の1の部及び地区整備計画その4の部中

「

風営法第2条第1項第1号から第8号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物

を

」

「

- 1 風営法第2条第1項第1号から第5号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物
- 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
- 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物

に

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。